



2025 年 9 月 12 日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

キチンと引退できていないと NG 分掌変更した場合の役員退職金

「社長の交代」で新社長は 16.7 歳若返る

中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者をどうするか悩んでいる会社は多いです。相続や税金、債務保証、家業の問題に加え、後継者候補の「経営者の資質」を見極めなければなりません。事前準備、適切な情報伝達、関係者への配慮も重要となります。

東京商工リサーチの 2024 年の調査では、同社に登録している約 157 万社のうち、同年中に代表者が交代した会社は約 6.7 万社 (4.2%)。代表者の平均年齢は、交代前の 71.1 歳から、交代後は 54.4 歳となるそうです。このような場合、後継者の代表取締役就任と同時に、前社長は代表権のない会長や相談役に退くケースがよくあります。

役員の分掌変更等の場合の退職給与

このタイミングで前社長に対して役員退職金を支給した場合、税務上の取扱いには注意が必要です。この退任を機に、「役員の地位や職務の内容が激変」し、「実質的に退職したと同様の事情にある」ならば、退職給与として認められます。一方、仕事が変わらず、実質は退任していないと認定された場合、役員賞与とされ、定期同額給与等以外の給与として損金不算入となります。

また、これを受け取った前社長側も退職所得でなく、給与所得として取り扱われ、

所得税等の負担が増える形になります。

退職金として取り扱われる 3 つのケース

法人税の通達では、退職金として取り扱うことができる場合を 3 つ例示しています。

- ① 常勤役員が非常勤役員となったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 交代後給与が、おおむね 50%以上減少していること

いずれの場合に該当していても、退任後の役員が「法人の経営上主要な地位を占めている」ままのときは対象外となります。

「経営上主要な地位を占めている」とは？

役員退職後も「経営上主要な地位を占めている」かは、事実認定の話にはなりますが、裁判や審判所の事例が参考になります。

＜経営上主要な地位を占めている事例＞

- ・ 毎日出勤している (仕事を継続する)
- ・ 退任前と同じ執務室で執務する
- ・ 代表者会議の出席を継続する (財務・営業・人事・生産の決定に関与)
- ・ 議事録や稟議書に決済印を押す
- ・ 金融機関の担当者と交渉する など



後継者を信頼し、
十分な権限委譲と
サポートを行いま
しょう！